

平成 22 年 3 回定例会 県民企業常任委員会

平成 22 年 10 月 4 日

佐々木委員

はじめに、地球市民かながわプラザの指定管理者の指定についてお聞きしたいと思います。他の委員の方も御質問を幾つかされましたけれども、私からも幾つかお聞きしたいと思っております。

まず、この事業でやっております多文化共生事業、これを行うに当たっては、長年の経験で培ったネットワーク、そういうものが非常に大事になってくるというふうに私自身は思っております。その事業運営の中で、今回の指定管理者の候補団体の指定について幾つかお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

今回、候補となられたこの団体でありますけれども、青年海外協力協会と(株)金港美装のジョイントベンチャーでやったわけですが、この団体の応募の仕方というのは、この間も質問が出ておりましたけれども、金港美装さんを地元企業として取り込んで、それでジョイントとして公募したというようなことありますが、この青年海外協力協会さんの主な活動主体、地域、それはどこら辺でやっていらっしゃったのか、まずお聞きしたいと思っております。

国際課長

(社)青年海外協力協会は、青年海外協力隊OB、OGの方々から成る社団法人でございます。本部は東京都渋谷区広尾にございます。

これまでの活動実績でございますけれども、開発途上国における民間技術協力プロジェクトに関する支援事業、これは主に海外での農民の自立ですとかそういったものに対する支援でございます。また、国または自治体が行う国際協力事業に関し、これを側面的に支援する事業、3番目といたしまして、海外途上国人材の日本への受入れと研修に関する事業、そして4番目といたしまして、各種国際行事への参加及び支援に関する事業というものをしております。ですので、活動の場所といたしましては、海外及び日本国内ということになります。

また、施設の管理実績といたしまして、鹿児島県のアジア・太平洋農村研修センター、それから浦安市の国際センターに指定管理者の実績がございます。また、県内におきましても今年度、神奈川県国際研修センターが管理運営を委託しているという状況がございます。また、東京都渋谷区広尾にございますJICA地球ひろばの管理運営の受託という実績もございます。

佐々木委員

もう一つの今まで指定管理者だったかながわ国際交流財団の主な活動、地域、それから内容について、再度確認の意味でお伺いします。

国際課長

かながわ国際交流財団でございますけれども、過去8年間にわたりまして地球市民かながわプラザの管理運営の実績がございます。また、そのうち5年間につきましては指定管理者としての実績がございます。活動場所につきましては、主に神奈川県内ということになります。

佐々木委員

この財団の地球市民かながわプラザでの事業が、この事業もこの間、委員の質問でもやっているということですが、国際交流財団は、この神奈川のあーすぷらざの指定管理者の事業によって、その事業費で賄われたと聞いているんですけども、その割合は、大体で結構ですが、分かったら教えてください。

国際課長

平成 22 年度の予算で申し上げますと、事業活動支出約 7 億 7,000 万円でございます。そのうち、地球市民かながわプラザの指定管理事業が約 3 億ということでございますので、大体 7 億 7,000 万分の 3 億ということになります。

佐々木委員

それでは、かながわ国際交流財団の人員配置ですけれども、あーすぷらざの指定管理で全体のどのぐらいの人が、その財団でかかわっていたか教えてください。

国際課長

かながわ国際交流財団は、役員含めまして職員が 52 人ございます。そのうち、約 30 名弱が地球市民かながわプラザの指定管理業務に従事しております。

佐々木委員

金額的には 7 億分の 3 億、それから人員配置的には 50 分の 30 ということでよろしいでしょうか。

国際課長

さようでございます。

佐々木委員

まず、今回指定管理の候補に選ばれたというジョイントの協会、これは神奈川県内では今までそんなに実績はない。もちろん、ないから今度新しくジョイントベンチャーでやったんですが、入札制度と全く同じということではないんですが、こういう県内、地元で過去にずっと頑張っていた団体に対する配慮については、考慮するつもりが今回あったのかなかったのか、その辺ちょっと先にお聞きしたいと思います。

国際課長

今回の審査においての地元で活動していることについての考慮ということでございますけれども、まず申請の段階の応募資格の中に、神奈川県内に事務所を有していることという条件を付しております。それ以外の事業の審査の内容につきましては、特段地元での活動というものをプラスアルファするということではございませんけれども、サービスの向上 50 点の中で、事業実施に係るものは 25 点の配分がございます。その中で実際の提案事業の内容について御審査をいただくこととなりますので、例えば神奈川県に密着している事業などが提案されました場合には、その中で外部審査委員会の方々に御審査をいただくことになるというふうに思います。

佐々木委員

今回の包括的な指定管理の評価、指定について、私自身は疑問が非常に多くあります。その中で、特に多文化共生事業を実施するに当たっては、非常に専門性、それから関係団体のネットワーク、地域とのネットワーク、現場でのノ

ウハウ、経験ですね、そういうものが強く求められているのではないかというふうに思うんですね。そういう意味で、多文化共生分野では非常に未熟というか、点数が低かったのが今回指定管理者の候補になったところだというふうに私は認識しておりますが、その中で今回、管理と業務を一緒くたにして包括的指定管理にしたこと自体に、私は一つ疑問があります。その中で施設管理と事業、それを分けて指定管理をするという考え方がなかったのかどうかお伺いします。

国際課長

地球市民かながわプラザは、二つの使命を持った施設でございます。地球市民意識の醸成と多文化共生社会を築くための総合的な学習施設、また二つ目といたしまして、NPO等をはじめとする県民の国際交流、国際協力活動支援の拠点、この二つの使命を持っております。この使命を果たすために、単なる貸館というか、施設の管理維持の業務だけではなく、この施設を活用した多種多様な事業を相互に連携して展開することによって、この使命を果たすことというふうにしてしております。例えば、会議室ですとかホールのほかに、国際理解でございますとか平和、それから子供の感性を磨くために、つくり込みをしてある常設の展示というものがございます。こういった展示を管理するだけではなく、指定管理者には、そういった展示を使ってソフト的な事業を併せてやっていくということも求められることでございます。

ですので、施設の管理とそういった事業を併せて指定管理者に委託をすることによりまして事業の相乗効果、使命を果たすことに、より効果的な事業展開が図れるものというふうに考えております。

佐々木委員

私は、違うと思うんですね。多文化共生事業というのは、やっぱり長年の経験、現場での信頼関係というものが構築されているわけで、そういうものも包括的に指定管理にしてしまったということ自体に、私は無理があったのではないかというふうに思っているんです。

その上で、多文化共生関係の事業を今後どのように進めていこうと考えているのか。そういう経験があるところを用いるということが必要なのではないかと考えています。もともとの指定管理を受けるときの、そういう評価、審査自体に私は疑問があるんですが、多文化共生関係の事業を今後どのように進めていこうと考えていらっしゃるかお伺いいたします。

国際課長

今回指定管理者の募集の中で、外部評価委員会及び県庁改革会議における総合的な評価によりまして、(社)青年海外協力協会・(株)金港美装、これを指定管理者として決定をさせていただきました。青年海外協力協会・金港美装は、多文化共生分野に関する事業についての実績が少ないという御指摘もございましたけれども、青年海外協力隊で培った経験を生かした業務遂行能力というものがあること、多文化共生に関する具体的で意欲的な提案をなされていることなどから、こちらを指定管理者として決定しました場合にも、すべての事業についてしっかりと実施されるものというふうに考えております。

また、今後の実施に当たりましては、指定管理者と基本協定書及び年度協定

書、これらを締結することとしております。これらの締結に当たりましては、指定期間5年間、安定的な事業運営が図れますよう、特に御指摘のありました多文化共生関係の事業、例えば外国籍県民に対する情報提供でございますとか相談窓口の事業、また日本語学習を支援するためのセンター機能、こういったものにつきましては、具体的な事業実施方法及びその体制、どのような人員をどの程度配置するのかということにつきましても、その調整の過程で確認を図ってまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

選定に当たっての意欲と提案はあったということなんですけれども、それはどこもそうかもしれませんし、提案するだけなら何でも提案できるわけで、私自身は、やっぱり分けて指定管理をするべきだったなというような考えは、今聞いても変わらないわけです。

今度は、ここに神奈川県立地球市民かながわプラザ指定管理者外部評価委員会議事録というものがあります。平成22年7月8日に県庁新庁舎5階の会議室で行われたものでありますが、5名の審査委員がいらっしゃいますが、この審査委員の選定はだれがどのような方法で選んだのか、まず教えてください。

国際課長

外部評価委員の選定についての御質問でございます。委員選定の考え方といたしましては、プラザの設立趣旨、機能、事業内容、さらには県の国際施策について一定の把握をされており、広範にわたるプラザ事業の評価を行うことができる者であること、施設運営、財務等に関する専門的知識や利用者の立場からの意見などプラザの運営に必要な視点、見識を有していることという観点と、幅広い視点から評価を行うことが重要でございますので、学識経験者、経理に関する識見を有する者、プラザの事業内容に精通した者、施設管理の経験を有する者、利用者の視点から意見を期待できる者ということで、5名の委員を選定させていただきました。

選任手続きにつきましてでございますけれども、まず県民部の指定管理者検討会議、現在の県民局指定管理者検討会議でございますけれども、そこで決定をいたしました選任案に基づき、行政システム改革調整会議、現在の県庁改革会議でございますけれども、その協議を経て決定をいたしました。

佐々木委員

その見識、経験的にも、県が自信を持って選んだ委員であるということで間違いはないですか。

国際課長

さように考えております。

佐々木委員

この指定管理者の外部評価の点数、評価点というのがありますが、ここに5年前の配点基準があります。5年前の配点基準と今回の配点基準で主に変わった点はどこか、それをまず教えてください。

国際課長

前回の評価に当たっての考え方につきましては、100点満点のうち、住民の平等な利用、関係法令等の遵守が10点、団体の業務遂行能力等、それから安定し

た経営基盤が 15 点、効率的な管理運営の視点が 15 点、適切なプラザ事業の実施が 40 点、管理運営に関する提案が 10 点、利用促進策に関する提案が 10 点というふうになっております。また、今回の選定基準でございますけれども、全庁的に定められておりますサービスの向上に 50 点、管理経費の節減の部分に 30 点、そして団体の業務運営能力のところは 20 点というふうになっております。今申し上げましたように、例えば効率的な管理運営のところは前回でございますと 15 点でございますけれども、今回の管理経費の節減というところは 30 点の配分ということになっております。

佐々木委員

なぜ今回そのような配点に変更したか、それをお伺いします。

国際課長

管理経費の縮減につきまして 30 点という配点に今回なっております。これは県庁内での原則に従ったものでございまして、こちらの配点基準の考え方というのを申し上げますと、仮に 100 点満点を、先ほど申し上げましたサービスの向上、それから管理経費の節減、団体の業務遂行能力、この三つの選定基準に均等に配点をいたしますと、30 点程度それぞれ配点することになります。ただ、県民ニーズの多様化に伴い、サービスの向上を求める声が強まっていること、また業務遂行能力の評価は規模の大きい団体に有利となること、一つの選定基準が選定を左右しないよう各基準において 50%以内で設定することが適当であることという点を考慮して傾斜配分とすることとし、サービスの向上に 50 点という現在の配点基準に全体の議論の中でなったというふうに承知をしております。

佐々木委員

少し答弁が長かったので趣旨がよく分からなかったんですけども、主に変わった点は配点の中では分かるんですが、例えば具体的に少し話をさせていただきますと、前回の 5 年前の効率的な管理運営の中で、指定の基準、経費の積算が適切であり経費削減の具体策や効果が適当と認められることと、そういう項目が 15 点なんです。その審査項目の中に、経費の積算、経費の削減策、それから経費の削減効果、これが合わせて 15 点なんです、審査項目は。今回の指定の選定基準表の中では、全体的に今、課長がおっしゃっていたとおり 30 点なんです、その選定基準の小項目で節減努力、これは提案された指定管理料の経費節減の度合い、これが特化して 20 点なんです。ここだけ特化して、ほかのところは、まあサービスのところで全体としては 50 点かもしれませんけれども、個々に 5 点ずつ配分されたり 10 点ずつ配分されている中で、一気にここだけ 20 点というのは、正しくここだけ特化して配分しているというふうに見られてもしようがないのではないかと思うんですね。この節減努力、これに随分大きなウエイトを置いたのではないかと思います、5 年前と比べてどうでしょうか。

国際課長

指定管理者制度の制度趣旨でございますけれども、サービスの向上と効率的な施設の運営、こちらの二つが大きな制度趣旨というふうに考えております。ですので、経費の節減、効果的・効率的な運営というところにつきまして、一

定の評価が必要であるというふうに考えております。

佐々木委員

指定管理の業務というのは、指定管理者を選定するのになじまないものがあるというふうに思うんですね。今回の地球市民かながわプラザの指定管理者の選定に当たっては、例えば多文化共生うんぬんというのは、もともと指定管理者の選定に当てはめていいものなのかどうかというものも私自身は疑問に思っているところがあるんです。

そういう中で、今回は今までとっていたところがとれなくて新しいところになった。それは、指定管理者自体いろいろ競争させて活性化を図って、そしていい指定管理としての運営をできるように切さたく磨いてやっていくという考え方自体は私は正しいと思うし、推奨するところなんですけど、細かく一つ一ついろいろな事業を見ていくと、多文化共生のところは、一概に包括的に管理と事業を一緒くたにして併せて指定管理をどんとやるというのは、余りにも乱暴だったのではないかとというふうに私自身は思っているんですね。今少し取り上げさせていただいた節減努力、そういうところに今回20点が配点された。この20点の中でも、5段階に評価がされているというふうになっているんですけど、これは事前に指定管理者、応募していた団体あるいは協会にその5段階は伝えてあったのかどうか、それについてお伺いします。

国際課長

節減努力の中の具体的な評価基準につきましては、事前に応募者に対して公表はしておりませんでした。

佐々木委員

それはなぜでしょうか。

国際課長

具体的な20点の配点基準につきましては、県が提示をいたしました参考価格からどの程度節減が図られたかということによりまして配点をしております。募集の段階でこの節減努力の項目、こういった配点基準を示しますと、最高の削減点のところ提案額が集中しまして、経費節減のインセンティブを低下させることになるというふうにも考えておりますので、今回公開をしなかったものでございます。

佐々木委員

それは、節減の努力をさせるということと、またちょっと話が違うのではないかなというふうに思っております。今回の指定管理者の外部評価委員会の議事録を見ると、県が自信を持って選んだ5人の委員の方々が、今回の結果を最後に評価しているんですね。今回、協会と財団があつて、結局、金港美装さんと協会さんの方が指定管理者として選ばれた、候補になったわけですが、その中で座長さんが皆さんに、最後、意見がありませんかと聞いたときに、委員の中から、こういうような発言が出ているんですね。

事業やソフト、ポリシーの部分ではほとんど差がなかったが、結果としてコストの部分で差がついてしまったことは、審査の配点の仕方に問題があるのではないかと。削減努力の項目に20点の配点は、他の項目に比べて大き過ぎる。委員の同意が得られれば、議事録または報告書に記録してほしいと、こういうふ

うに言っているんですね。次の委員さんも、私も同感、特に削減努力の5段階の配点基準を公表しないと不利益になるのではないかと。事業の中身の経験ではなく、指定管理の応募の経験が点数に表れているような気がする。これが2人目のコメントです。さらに3人目、私も同感で、利用者への対応でしっかり判定ができる配点になっていた方が、削減努力よりも利用者への対応に比重を置くと良いと思うと。県が選んだ5人のしっかりとした委員さんですよ、この外部評価委員会。さっき聞きましたよね。県が自信を持って選んだ5人、その人たちが、最後にこういうコメントをしているんですね。

また、座長さんもこう言っています。節減努力の項目に関して配点が大き過ぎるのではないかと、あるいは配点の点数の付け方の基準が公開されていないことは問題ではないかという指摘があったことは記録に残したいと思う、そういうことも言っていて、また、他に審査を通じて全体的な意見はあるかということに対して、またある委員は、日本は内向きになっていると将来はないと思うので、もっと国際交流に予算を付けることが本来のあるべき姿、ここはいいですね。その後にもまた、節減努力の配点が影響した今回の決定は残念だと思っている、こういうふうに言っているんですね。県が自信を持って選んだ5人のうち4人の方々が、こういうような評価を最後にしているということなんですよ。

ですから、さっきいろいろな答弁があったけれども、あなたたちが選んだ、この外部評価の自信を持って選んだ人たちの最後のコメントがこういうコメントだということはよく認識しなければいけないと思いますが、この辺いかがでしょうか。

国際課長

三つの選定基準、それぞれ分けますと30点程度になるところを、サービスの向上について若干傾斜配分をいたしまして、現在、サービスの向上が50点、経費節減の部分が30点、団体の業務管理能力が20点ということになっております。そうした中で、管理経費の削減の節減努力については30点の中20点を配点しておきまして、今回の審査におきましては、配点それ自体が高過ぎた、大き過ぎたというふうには考えてございません。

くらし文化部長

委員の御質問に、課長の答弁としては不十分だったかと思ひまして、補完させていただきますと思ひますが、配点基準については課長が答弁のとおり、県庁としては現時点でどう考えているかというのは、そのとおりだと思います。

ただ、委員御指摘のとおり、外部評価委員会の委員の中から、そういった指摘が出ているということは事実でございますし、私どもとしてはこんなふうを考えております。今回の募集をスタートさせるにつきましては、こういったやり方でやろうというのを県庁全体で決めてスタートしてございます。そのルールの中で外部評価委員会も開かれ、その配点基準等の決まりの中で審査をしていただき、その結果、点数としては御案内のような差が出ました。その結果を受けまして、県庁改革会議で県庁としては委員会の最終的な点数で差のついた結果を尊重しようということになりました。ただ、それは今回の募集に当たってこういうルールでやろうというふうに定めた上での結果であります。委員か

らの御指摘があったことにつきましては重く受け止めまして、県民局の中でも施設が幾つかございます。そういった施設について今後どう考えていくのか、さらには県庁内において、指摘を受けた点について県民局としてはこんなふうに考えるがどうかというような提案ができればなど。それは将来に向かって、より良い制度運営ができていくようにという観点から、今後についてはそのように考えております。

佐々木委員

今、部長から頂いたコメントは、半分前向きだなという感じはしますけれども、納得はできないところもありますね。要するに、県庁改革課含めた全体の中でいろいろな決定がされるというのは悪いことではないかもしれませんが、やっぱり指定管理になじむ、同じ事業の中でも中身があるわけですから、その中身においては、指定管理に合う合わないというのが私はあると思うんですね。その細かい配慮をしないで、結局一気に全部、管理と事業を一緒くたに指定管理で持って行って、はい、点数が決まっているから、これにのっとってやった。

結局、結果論として前回とったところがとれなかったから文句を言っているということではなくて、配分自体に問題があったのではないかということ言っているんですよ。そういう意味で、いろいろ国際課に資料請求しました。兵庫県とか、千葉のコンベンションセンターのものも頂きましたけれども、そういうところより身近にある、例えば横浜市がやっています横浜市国際学生会館の指定管理の評価、点数については120点満点なんですけど、その中で、効率的な運営というところは全部で24点なんです。神奈川県の場合100分の30になるんですけど、こっちは120分の24なんです。その中で今話題に挙げました削減努力というところが、神奈川県指定管理の選定基準では20点なんですけれども、横浜市国際学生会館、類似事業といってもおかしくないと思うんですけど、ここの中で施設の管理を確保しつつ経費削減を行う工夫、これは4点だけなんです。5人のうち4人も削減努力のそういう項目の配点が高過ぎると言っているのに、県はそう思っていないということは、自分たちが選んだ人たちがそう言っているのを聞かないということにもなるし、他の自治体がやっているそういう事業については4点とか、こういうふうに削減の方ではついているんですね。もう一つ、これは名古屋の国際センターの指定管理者の選定評価の表なんですけど、これについても、経費の縮減が図られているか、審査の視点の内容ですが、これが5点なんです。

こういうふうに、節減努力というよりは中身、地域に根差したノウハウがあるか、多文化共生事業について精通しているか、そういうところ。現場の最前線で頑張っている人たちの努力、長年培ってきたノウハウなんかをもっともっと評価するべきではないかと思うし、全体的にはそういうところを50点にしたと言っていたけれども、結果的に削減目標、削減努力を20点にしたことによって、全体的に点数が下がってしまった。5人のうち4人の委員もそういうことを言っていたということをもっと重く受け止めなければいけないのではないのか、そうは思っていないという回答で本当にいいのかなと。もう一回、答弁をお願いします。

国際課長

選定基準ということもございますけれども、今回の結果については、この結果を受け止めました上、今回の外部評価委員会の御指摘については、私ども真しに受け止めております。また、今後指定管理者の選定が回を重ねますごとに、経費の削減というのがだんだんと難しくなるという点も我々としては考えております。指定管理者制度全体にもかかわることでございますので、今後より良い制度の在り方を検討いたしまして、県庁内に問題提起をしてみたいと、そのように考えております。

佐々木委員

全然納得できませんね。横浜市の国際学生会館は4点、名古屋市の国際センター5点、それから頂いた千葉のコンベンションセンターとか、ひょうご環境体験館、こういうところの資料を頂きましたけれども、削減努力という項目そのまま言葉では書いていないけれども、当てはめてみたとしても、今回、神奈川県削減努力の20点というのは、評価点数としては私は大きいのではないかと考えています。今回の5人の委員の中の4人がそういうコメントを出しているということは、この人たちはこういういろいろなことを、私は、見識があって、知っていて言っているんだと思うわけです。そういう意味で、今回のこの指定管理者の削減努力の配点について、私は多かつたのではないかとこのように思いますが、そこはいかがでしょうか。

くらし文化部長

今回の公募におきましては、全庁的な考え方として、50点のサービス、それからそれ以外の部分について、もう一つの柱であるところの経費節減という観点から30、そのうちの20というような考え方でスタートしてございまして、その考え方にのっとった上で外部評価委員会でも御審査をいただいた。それにのっとった形で点数に差がついたということは、委員会としても最終的には是とし、ただし、付記してくださいという形でそれぞれの委員の皆様の御指摘があったというふうに受け止めております。今後については、先ほど課長が答弁申し上げましたように、提案をきちっとしていきたいというふうに思っております。

佐々木委員

そういう提案というのは、やる前にするものではないのですか。指定管理者のこういう評価をする前に、そういう指摘をするべきだったのではないのですか、県庁改革課辺りで。そういうことが分かっているのであれば、課内あるいは局内、部内でそういう議論は事前になかったのでしょうか。

くらし文化部長

今回の募集の考え方については、先ほど課長が答弁申しましたとおり、事前に県庁全体で統一をしてスタートしたものでございます。その際に、あらかじめ結果を予測と言いましょうか、想定をし、こういった結果になった場合には、こういった課題があるのではないかとというような意味で提案をしたという事実はありません。

佐々木委員

今回の指定管理者の選定に当たっては、非常にコストの面を重視したという

ふうにとらえます、私自身は。いろいろな答弁を聞きましたけれども、今後、やっぱり現場に即した指定管理の在り方をしっかり考えていただきたいし、冒頭申し上げたように、管理と事業をしっかり分けたり細かい配慮をしながら、指定管理者の選定に当たっては努力をしていただきたいというふうに思いますが、局長どうでしょうか。

県民局長

事業のレベル、質の向上とそして経費、どう効率的に使っていくかと、この二つの問題というのは、施設運営に当たりまして、事業実施に当たりまして、マネジメントの一番重要なポイントではないかというふうに思っております。私どもも、地球市民かながわプラザという県にとって非常に重要な拠点をいかにいい形で運営していくかと。そういう中で、最善の団体に運営をしていただきたい。その場合に、どのような選考基準を使って、どなたからでも推していただくと、そして最も良い方が選ばれていくと、そういう仕組みを考えていくことが、これからはますます重要な仕事であるというふうに思っております。

今回は全庁的な仕組みの中で、かなり統一的な配点基準で実施をしたわけですが、もし県民局が所管をしております施設の特性、あるいは今後二度、三度と指定管理が進んでいく中で、経費削減の部分について、今回については統一的な基準ということでいたしましたので、次回に向けまして、今回頂いた課題をきちっと整理して、早い段階から全庁的な議論を県民局として提案をしていきたいと、このように考えております。

鈴木（ひ）委員

今のあなた方の答弁を聞いていて、私、納得できないんだよね。なぜなのかというと、これだけ今、佐々木委員からコストの面でもって話が出た。マネジメントをやっている人間から、そもそもコストの面で倍近い開きのあるような、要するに提案が出てきたら、これはどんなことなんだろうとだれだって、どういところが違うんだろうというようなことが明確にならない限り、そんなこと踏み出しませんよ、基本的に。大変な開きですよ、これ。その中で、先ほど部長がおっしゃったけれども、これからでは遅いわね。

なぜなのかというと、あなた方は、これから3年間、これが終わる間には、ひょっとしたらこの場にいらっしゃらないかもしれない。そのとき、今までこの財団がつくってきた人脈からいろいろなインフラというようなものが、ひょっとしたら壊れてしまうかもしれないというのが今のこの入り口なんですよ。例えばね、まず第1に厚木と川崎にあった生活相談所というようなものが今回指定管理に含まれているけれども、ここに新たに財団からこちらの協会に移った場合に、この窓口というのはものすごくレベルが高いと思うんだ、私、いろいろな相談の部分で。これは失礼ですが、JICA等々の流れを見てみると、国内の協力活動についてはOBとかOGがやって、海外活動については途上国における支援活動をやっていますが、こういう状況下の中で、この人たちがこのようなノウハウなんて持っていると思いますか。

指定管理に移すのはいいけれども、今まで県としてやっていたそのものというのが指定管理に移ったら、どれだけリスクが伴うと思いますか。

国際課長

もちろん今回の相談事業を指定管理に移します場合には、地球市民かながわプラザが持っておりますリソース、こちらの方を活用いたしまして、相談員さんたちが今厚木や川崎の窓口で対応しているものを、より後方支援といいますか、バックアップの体制を強化しようと思っ、そちらを指定管理に移したものでございます。

鈴木（ひ）委員

バックアップというような言い方は簡単なんです。ところが、現場で日常の言語から、生活習慣から、ありとあらゆる各国の方が相談に見えるその窓口というのが指定管理になって、今までのクオリティーがそのまま持続できると思いますかと私さっきから聞いているんです。

国際課長

今実際に窓口で相談に当たってもらっておりますのは、県が委嘱をしている相談員さんたちでございます。かなり長い経験を持った方々を現在相談員として委嘱をしております、例えば10年ですとか、通訳業務ほか、窓口での相談業務等に携わっている方がたくさんいらっしゃいます。今回、指定管理に移すに当たりましては、現在前線で窓口に立っております相談員さんたちについては、貴重なリソースでございますので、そのまま引き継いでもらうように指定管理者に決まった団体と調整をしまいたいというふうに考えております。

鈴木（ひ）委員

ここで机上の論議をしているけれども、現場というのは、あなたは行かれたのかどうか分からないですけれども、本当に戦争のような中でやっていらっしゃいますよ、私もボランティアで携わっているけれども。その中で、今クオリティーが下がらないかどうかという中で、外部評価委員会の回答の中で、多文化共生についての組織は弱い部分があるとちゃんと認めていらっしゃる。こういう状況下の中で、これだけのコストを削減するという案の中で、もしこれだけのものを削って、それに対する反動というものが当然出てきた場合に、例えば協会がその部分を負うのか。最終的なターゲットとなっているところに、これだけ要するにコストの開きがあるんだから、多分、相当クオリティーというのは落ちると私は思います。そうなってくると、実質的にお金というものとリソースというものについての評価というようなものが、もし万が一違っていたといった場合に、どのような責任が生じるんですか。

くらし文化部長

当然のことながら、応募していただいて選定をし、候補にし、今後議決をもしいただくのであれば、募集したときの応募要領に記載された業務を支障なくやっていたかなければならないと。そこは得手、不得手が当然のことながら、いろいろな細かい部分であることは実態として生ずるのかとは思いますが、それでも応募し、評価され、御議決いただき決定されるのであれば、応募内容に従った業務をきちんと遂行していただかなければならない。仮に、御指摘のような事態に立ち至ったときには、指定する県の側と指定を受けた側との間の契約関係になるのだろうとは思いますが、そんなことにならないように、再三課長が申しているように、協定とか県からのバックアップだとか、そういったこ

とをきちんとしていったら、そんなことにならないようにというのが大原則だと思いますが、最終的には契約関係になるのだろうというふうに思っております。

鈴木（ひ）委員

時間がないので、最後に要望だけしておきますが、せめて例えば運営を2段階にするとかというような形で、今まで少なくとも財団がとってきたリソースというようなものについてはしっかり確保しておく。そして管理は管理として、例えばJICA等々にまた投げるというような形で、今までつくってきたリソースというようなものを大事にしていきたい。これをしっかりお願いします。

佐々木委員

全体として、県庁全体の評価基準の設定の仕方、これが正しく経費削減重視だったというふうに思います。そこに、やっぱりひずみが出てきてしまう事業もある。この指定管理の評価点数については、特にそういうふうに思いますし、あと県民局が、多文化共生のための事業、施策を責任持って推進していくという責任感が全く感じられないということを指摘して、次の質問に移ります。

次は、青少年保護育成条例の改正について幾つか伺いたいというふうに思います。

今回の条例改正の中で、個室営業施設にかかわる制限の規定が設けられておりますけれども、この規定を設ける背景について、具体的にまず伺いたいと思います。

青少年課長

青少年に有害な営業につきましては、現在も風営法ですとか青少年保護育成条例で様々な規制を行っているところでございます。ただ、昨今、特に法令のこうした網をかいくぐって新たな有害営業が次々と現れていると。いわゆるイタチごっこを繰り返しているような、そういう状況でございます。例えば個室を売り物にした業態を含めまして、エステ店等の個室で青少年が卑わいなサービスに従事させられる、あるいはカラオケボックス、インターネットカフェ、こういった既存の業態におきましても、内部を見通せない個室とかが増えておりまして、青少年が性的な被害に遭う事件が起きているという状況でございます。そうした意味で、こうした状況に対応するために、有害な個室営業の店舗、これを個別に指定をいたしまして、青少年の利用あるいは従事、これを禁止したいというふうに考えているところでございます。

佐々木委員

次に、店舗を指定するという方法は、この条例のほかの規定にも例がないと思いますが、これはどのような考え方によるものなのか伺います。

青少年課長

今回の改正は、外部から見えない場所で青少年が性的な被害に遭う、これを防ぐために、先ほど申し上げましたが、店舗の個室性に着目して規制を行いたいというふうに考えてございます。ただ、エステ店あるいはカラオケ、ネットカフェすべての店舗が青少年に有害な営業を行っているわけではございませんので、多くは健全な営業をしているという状況でございます。そういった意味で、現行の出会い喫茶のように業態、業種を指定して、当てはまるすべての店

舗を包括的に指定してしまうというふうになりますと、かなり過剰な規制になってしまうという可能性がございます。そうした意味で個室の状況、例えば内側からかぎがかかるとか、あるいは内部が見通せるような窓がないとか、こういった個室の状況、あるいは営業の内容、例えば専ら異性の客の身体に接触する役務を提供するような営業ですとか、露出度の高い衣服を着用させる、こういった健全育成を明らかに阻害するような個室の形態、あるいは営業形態、こういった基準を設けてまして、その基準に該当する営業を規制対象にしたいというふうに考えております。

佐々木委員

その指定に当たっては、明確な手続が必要な一方で、指定までに時間がかかると、今現在、被害がその間に増大してしまうということも考えられるわけですが、その辺をどのような手続期間、そういうものを想定しているのか、最後にお伺いします。

青少年課長

この規制に係る手続でございますけれども、私ども、青少年に有害なそうした施設の情報、これを把握した場合に、まずは立入調査で実態を把握させていただき、その結果、その個室の状況ですとか、あるいは営業の内容、こういったものが基準に当てはまる店舗に対しましては、青少年に利用させないように、まずは改善指導を行うことになろうかと思っております。ただ、店舗側がこれに従わないといった場合には、児童福祉審議会に諮問をいたしまして、指定が相当という答申があれば、この指定の告示を行いまして営業者に通知をする。結果的に、立ち入らせたり従事させたりすることを禁止するというような手続になるかと思っております。

また、指定の期間につきましては、資料作成、日程調整等もございますので、現段階ではおおむね1箇月程度かかるのかなというふうには考えております。この規定につきましては、青少年が被害に遭うことを迅速に防げるというメリットはございますけれども、ただその一方で、営業そのものを規制するということになりますので、基本的には厳格な要件に基づいて適正な手続を踏んでいくということが重要と考えておりまして、こうした点に留意して運用していく必要があるというふうに考えてございます。

佐々木委員

是非しっかりとした対応ができるように、現場の青少年の健全な育成について、また更に努力していただきたいというふうに要望をさせていただきます。

続きまして、ひきこもり問題への対応について幾つかお聞きしたいと思っておりますが、今回、本会議の一般質問でも私から、ひきこもりの地域支援センター、それからNPOと連携したアウトリーチについて質問したところ、知事から様々答弁を頂いたところですが、具体的に少し聞かせていただきたいというふうに思います。

厚労省が委託事業として実施しています若者サポートステーション事業、略してサポステですけれども、この中でアウトリーチの手法を用いて本人とか家族の支援を行っている、そういう事業について本会議でも紹介させていただきながら質問をさせていただいたわけでありましてけれども、私は、県独自でも

こういう取組をするべきではないかというふうに思っております。

この中で、委託事業の事務の窓口は商工労働局ということなんですけれども、サポステを受け入れるための所管としてはどこになるというのは明確になっているんでしょうか、まず最初にお伺いします。

青少年課長

この若者サポートステーション事業でございますけれども、今、委員から御紹介のように厚生労働省が職業能力開発事業の一環として実施をしているというものでございます。ですから、基本的には、今御紹介いただきましたように商工労働局が窓口になって厚生労働省とやりとりをするという形になります。ただ、当然私どもも、困難を抱える若者への対策という部分もございまして、商工労働局と連携をとりながら事業展開をどうするかということの相談をさせていただくということになるかと思っております。

佐々木委員

この中で、今窓口として商工労働局がやりとりをするというようなことをお聞きいたしました、それは事務レベルでの報告書とか申請みたいなものを上げるだけなのではないでしょうか。それはいかがでしょうか。

青少年課長

この事業自体が地方公共団体が実施をするということではなくて、基本的にNPOさんが国からの委託を受けて実施をするという形態をとってございます。そうした意味で、私どももそうしたNPOさんと関係している部分もございまして、そういった照会等々のお話を頂くということもございまして、基本的に商工労働局の方でそういったNPOさんからの申出を受けて手続をするという流れになるかと思っております。

佐々木委員

サポステは就労支援ということも視点にありますから、もちろん商工労働局が関係していないわけではないので、でも私もサポステに直接行ったり、その団体の代表とお話をさせていただくと、中には、就労支援というより、ひきこもり対策とか、ひきこもりの相談とか、そういうものが6割以上を占めていると、そういうふうに具体的に聞いているんです。そういう意味では、商工労働局が窓口だというふうに逃げているのではないかという感じを受けなくもないんですよ。所管というか、窓口が商工労働局だから、うちはその後、庁内でそれを受け入れてやるから、なかなかサポステが県域ではつくりにくいというふうに聞こえてしまうんですね。そうではないんでしょうね。

多分、そうではないんだという答弁が返ってくると思いますが、事務的な窓口だけ商工労働局で、NPOに商工労働局はコネクションはないでしょう。NPOのそういう事業をやっていくのに一番コネクションがあるのは、やっぱり青少年課、県民局だと思いますから、積極的に私はそういう事業については前面に出てやるべきだと思いますし、事務的なことが商工労働局だけの話ですから、その辺について、私は今この神奈川県内、サポステが四つできていると認識しておりますが、横浜市が二つ、それから川崎が一つ、相模原が一つ、その基礎自治体の政令市の三つが4サポステを申請してやっている、NPOにお願いしてやっている。私は、ですから県でサポステを直接、やっぱりNPOを選

定したりして、それを後押ししてつなげていく、厚労省のサポステにのせていく、そういうことが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

青少年課長

この若者サポートステーション事業でございますけれども、今御案内いただきましたように、県内に今現在3政令市で4ケース実施をされております。それぞれは各政令市の中でおさまっているという形態が多いんですが、今年の6月新たに大船駅の近く、鎌倉市になりますけれども、横浜市の南西部及び湘南地域を対象としました湘南・横浜若者サポートステーションというものが開設されてございます。この立ち上げに当たりましては、横浜市さんがもちろん中心ということになるんですけれども、県民局、それから商工労働局がそれぞれ立ち上げの段階からかかわらせていただいていたという経緯がございます。そうした意味で、やはり今後ともこうした庁内での連携というものを基本的に進めていきたいと考えておりますし、また、いわゆる県域への広がりということ考えた場合に、必ずしも政令市の中だけにとどまらないで、県西というんですか、そういったところにも横浜市の方のあるNPOさんが展開をしていただく、こういうことが県域に広がることにつながっていくのかなというふうに考えております。

佐々木委員

それでは、一般市でサポステを立ち上げたいと、例えば一般市の三つの市ぐらいで連携してサポステを立ち上げたいというふうに思っている市があるようなんですが、それについて認識していますか。

青少年課長

申し訳ございません、具体的にどちらの市でどういった御要望がというようなことは把握してございません。

佐々木委員

一般市のそういう様々な意見を聞いていくということも大事なのではないかなと思うんです。そういうことを今後はしっかり掌握した方がいいと思うんです。県独自でやっていくにはいろいろな壁があるかもしれませんが、一般市でもやりたいというふうに思っている市が、一つではできないけれども、県域の中で3市連携してやっていこうと、そういうふうに思っているところもあるというふうにお聞きしていますから、NPOとか基礎自治体なんかにもいろいろなことをよく聞いて、どうやって立ち上げていったらいいかということをも多角的に検討するべきだというふうに私は思うんですね。

今、課長から紹介していただいた湘南・横浜若者サポートステーション、この統括コーディネーターの方がこういうふうに言っているんですね。サポステは就職先を紹介するハローワークとは違い、就職活動の前段階の手助けと言える。例えばコミュニケーションの苦手な方には地域活動団体を紹介して社会参画の機会を提供したり、ひきこもりの方には、必要があれば医療機関を紹介したりなど、相談によって窓口は様々、つまり若者と社会のつなぎ役のような存在だと、そういうようなことも言われておりますので、本当に今、地域の中で困っていらっしゃる本人含めて親御さんがいる中で、県でも積極的に私はこのサポステの立ち上げに努力するべきだと思うし、様々NPOの方にこの間いろ

いろいろお話を伺ってみました。知事が本会議の答弁の中で、NPOの成熟度が低いというような、それに近いようなコメントもありましたが、私はそうではないかもしれないと思っています。地域のNPOを使うだけでなく、違うところのNPOを使ったっていいし、相模原でやっているところは、東京の町田とかで積極的にやっているNPOを用いられているわけですから、そういう意味ではしっかりとNPOの育成とか言っていないので、県民のためにつまでNPOを育成するんだと。具体的に日程があるわけではないでしょうから、そういうものを積極的に様々な角度から用いて、神奈川県としてサポステを私は立ち上げるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

青少年課長

お話のとおり、基本的にこの事業自体はNPOさんが受託をされて実施するということですので、やはりNPOさんにそういった体力をつけていただく。そのためには人材育成の取組ですとか、あるいは情報提供、こういったようなものを作っていききたいというふうには考えてございます。

ただ、それについては商工労働局とこれから調整が必要ということになります。私ども県民局といたしましては、このサポートステーション事業、今委員から御指摘いただきましたように、ひきこもりから就職へというつながりという中で非常に有意義な事業というふうに考えてございます。そうした意味から、是非県域でこういった事業が広がっていくように、今後とも商工労働局にも働き掛けをいたしまして、NPOの育成、こういったものにも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

佐々木委員

私も商工労働局に聞きましたよ、働き掛けたいって、商工労働局はやったっていいと言っていますよ。それを紹介するのは、県民局がNPOを紹介したり、NPOとつながりが多い県民局が主体となってやるべきだと言っているんです。だから、商工労働局とよく連携をとるとするのは当たり前なんです、事務作業、窓口が商工労働局なんだから。でも、中身についてはしっかりとうちがやっていくと、そういうような決意を持って、このサポステについては早急に私、県として立ち上げるべきだと思いますが、最後にコメントを頂きたいと思えます。

青少年部長

県民局といたしましては、現在も青少年サポートプラザで、ひきこもりの対策につきましても大変重要なものと位置付けまして、力を入れて推進しております。先ほど御指摘ございました、県域においてその部分が欠けているのではないかと、弱いのではないかとすることは、こちらも十分に認識をしているところでございますので、現在もNPOについていろいろな指導者養成の研修であるとか、そういうものを青少年センターで力を入れてやっているところでございます。それと、NPO同士の連携を図るといったようなことも、今関係づくりに力を入れてやっているところでございまして、このようなことを通じまして、是非体力を早急につけていただきまして、できれば県域に存在するNPOが直接行えるようなことが一番望ましいと思いますので、いろいろな支援団体との連携もしまして、是非早急に実施ができるような体制に向かって事業を推進し

ていきたいと、そのように考えております。

佐々木委員

コメントで終わりますけれども、本会議の一般質問の回答も今の答弁も、NPOを育てていこうなんていうのは、質問したからそんな話をしているだけであって、今までそんなにNPOを育てようと一生懸命どんなに取り組んできたのかということをおは指摘したいと思ひます、そういうふうにするのなら。NPOに勝手に育ててもらって、それを使うという考え方でなくて、積極的にかかわって育成していくということをおは今までそんなにやっていたと私は指摘しておきたいというふうにおは思ひます。そういう認識も全体的になかったかもしれませんので、しっかり若者の支援、ひきこもり対策をやっていただくことを最後に要望しまして、質問を終わります。

佐々木委員

はじめに、企業庁の災害対策についてお伺いさせていただきたいと思ひます。先ほど台風9号に対する様々な対応についても御報告いただいたところでありますが、今各地で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しておりますが、県西部でも記録的な大雨となつて幾つか被害が報告をされておりました。その中で、県民のライフラインを担っている企業庁の災害対策につきまして何点かお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、企業庁で風水害、それから地震災害について、幾つか災害対策計画を策定しているというふうにお聞きしておりますけれども、改めて企業庁の災害対策計画について、体系的にまず説明をお願いしたいと思ひます。

計画課長

企業庁では、県民の皆様には重大な被害、損害を及ぼす事件ですとか事故などが発生した場合、または発生するおそれがある場合など、様々な危機事象への対応及び企業庁業務における総合的な危機管理の体制を確立するために、企業庁危機管理マニュアルというものを定めております。また、危機事象が地震でありますとか台風などの風水害といった自然災害などの場合に備えまして、企業庁災害対策計画というものを定めてございます。その下に、水道施設でありますとかダム・発電施設ごとの個別の具体的な災害対策を定めまして、配備態勢でありますとか応急復旧の対策を講じることとしております。併せて、通常の勤務時間帯でない場合の対応を行うために、勤務時間外及び休日における職員配備計画作成基準というものを作成しまして、職員の配備態勢についても万全を期しているところでございます。

次に、危機事象への対応の流れでございまして、危機事象が発生または発生するおそれがある場合、まず企業庁危機管理マニュアルに基づきまして、速やかに企業庁長が招集します企業庁危機管理対策会議、これを開催しまして対応などを協議しまして、体制を整えることとしております。

なお、地震でありますとか風水害などといった自然災害の場合には、企業庁災害対策計画に基づきまして、企業庁長を本部長とする企業庁災害対策本部を設置して対応を協議するとともに、被害が発生した場合には、応急復旧等の対応に取り組むこととしてございます。

佐々木委員

先ほども台風9号の対応について御説明があったとおり、降雨データとして1時間当たりの最大降雨量が147ミリだとか、信じられないような雨量になっている今現在であります。その中で、新たな危機事象あるいは実際の災害の教訓を生かしてこういう計画を改定するべきだと、このように私は思うんですが、どういことが起こるか予想もできないような天候、気候状況の中で、そういうことを的確に改定されているのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。また、風水害や地震災害における課題はどのようなことがあるか、またどのような対応をとっていくのかについてお伺いします。

計画課長

県民のライフラインになる企業庁では、従来から災害に備えまして、地震や風水害といった災害対策を定めて、適切な対応を図るために適時見直しを行ってきたところでございます。ちょっと古くなりますが、平成7年の阪神・淡路大震災を受けまして平成8年には大幅な改正を行っておりますし、平成19年には組織再編がございまして、企業庁の体制が従来の3局体制から2局体制になったことを受けまして、新たに先ほど申しました企業庁危機管理マニュアルというものを定めたところでございます。さらに、企業庁災害対策計画及び水道施設、ダム・発電施設の個別計画を改正して、従来局ごとに個々に対応してきた企業庁災害対策を一元化しまして、企業庁全体としての災害時の配備態勢の充実を図ったところでございます。その後も、例えば県内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、企業庁の幹部職員全員に同時にeメールを配信するシステムでありますとか、あるいはOB職員等の協力体制の強化など充実を図ってきたということでございます。

現在、先ほど委員おっしゃられましたように、ゲリラ豪雨というのは、発生の時間でありましてか場所を事前に予測するのは非常に難しい、困難でございます。そういったことから、現在、これまでの災害の教訓でありましてか災害対策訓練、企業庁では年3回実施しておりますけれども、こういった訓練におきまして判明した改善点等を反映するために、災害対策計画等の改定作業を今進めているところでございます。

また、ゲリラ豪雨のような急激な雨に対しましての配備態勢の強化など、状況に応じて適切な対応をとっているところでございますけれども、先ほど言いましたとおり、発生の時間でありましてか場所、雨量など事前に予測することは困難でございますので、より迅速で適切な対応が求められていると、このように認識をしているところでございます。現在、企業庁災害対策計画、それから水道施設でありましてかダム・発電施設ごとの地震や風水害に係る個別計画、これの見直しを行っているところでございますけれども、ゲリラ豪雨などの対応について、効果的な対応方法があるのかどうか、このようなことについても併せて検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

佐々木委員

それでは、今お話しいただいた災害対策計画に基づいて、どのような体制を今とっているのか、加えて最近の被害状況が分かれば、それを教えていただきたいのと、そのためにどのような対応、準備を行っているのか伺います。

計画課長

ゲリラ豪雨と言いますのは非常に予測が困難ですけれども、基本的には情報収集を綿密に行いまして、災害のおそれがあると判断した場合には、臨機に企業庁危機管理マニュアルに基づく危機管理対策会議を開催し、必要に応じて企業庁災害対策計画に基づく災害対策本部を設置するなど、体制を整えることとしております。先般の台風9号の場合で申しますと、1時間の降水量が50ミリを超えるという非常に強い雨が夕方まで降り続くなど、ゲリラ豪雨の要素を持ち合わせておりましたので、緊急に企業庁危機管理対策会議を招集しまして、台風の進路情報でありますとか各事業における台風の影響等について協議するとともに、工事中の現場の安全確保でありますとか、あるいは浄水場では一時も水を止めることはできませんので、河川濁度の急激な上昇に備えることですか、県営水道は非常に小さな水源、小さな無人の浄水場を幾つも保有しておりますので、こういったことに迅速に対応するために要員を配備しまして、通常の勤務の交代制職員23名おりますけれども、そのほかに本庁で8名、出先機関の90名、合わせて98名を増員して対応したところでございます。

最近の被害ということでございますけれども、特に企業庁の施設に被害を受けたということはございませんけれども、昨年新型インフルエンザのことでちょっと御説明をさせていただきますと、昨年新型インフルエンザが大分騒がれましたけれども、県民生活に重大な影響を及ぼす結果となりますので、神奈川県危機管理対策本部の設置、県の本部の設置を受けまして、企業庁でも企業庁危機管理対策会議を開催しまして、企業庁新型インフルエンザ対策マニュアルに基づき、他部局でありますとか関係団体と連携しながら、企業庁一丸となって安定給水に向けて継続した業務ができるよう体制を整えたところでございます。

具体的な対策でございましてけれども、発生状況に応じた各所属の継続的業務の整理、業務の絞り込み、それからマスク、うがい、消毒液などの感染予防物資の調達、浄水場が運転を停止しないための運転管理要員リスト、これは浄水場の過去の経験者のリストでございましてけれども、このような対策を実施したところでございます。対策の実施に当たりましては、出先機関との連携を強化し、確実な対応を図るため説明会の開催でありますとか各所属への通知など、情報を一元化するなど企業庁全体として適時適切かつ統一的な対応がとれるよう努めたところでございます。企業庁の水道、ダム、発電施設など、一たび機能が停止すると県民生活に重大な影響を及ぼす結果となりますので、今後とも危機管理には万全を期してまいりたいと、このように考えているところでございます。

佐々木委員

そういう体制を整えているということはよく分かったんですが、突然起こる局所的、突発的なものについての対応というのは難しいというのはよく分かるんですが、難しいけれども、それを従来どおりやっていると対応が遅れてしまうということになるので、早く対応しなければならぬと思うんですね。その早く対応するための工夫というか、そういうものを考えて計画なり体制を整えているのかという角度でお聞きしたいと思います。

企業局長

今の委員の御質問にお答えしたいと思いますが、今、担当課長から企業庁のいわゆる風水害を含めた災害時の計画について説明をさせていただきました。企業庁の仕事と申しますのは、やはり現場のダム発電、あるいは水道で言いますと浄水場、あるいは出先の営業所、こういったところで常に現場を抱えて仕事をしております。はっきり申しまして、こういったマニュアルどおりに仕事を進めるとするのは非常に厳しいところがあります。しかし、県民の皆様方にいわゆる水道事業あるいは電気事業、ダム事業含めてですけれども、こういったものをきちんと安全で安心な体制でお届けするということになりますと、どうしても現場の初期対応、こういったものが必要になってくると思います。例えばダム管理なんかで言いますと、ここへ来てやはり集中的な豪雨が全国各地で発生しております。したがって、集中豪雨あるいは雷の情報ですね、こういったものを国土交通省、あるいは雷の情報は特に電力会社、やはり自分のところの電気がすぐ止まってしまうので、そういった情報を収集しています。これが全部インターネットで配信をされております。それをいち早く各所の責任者、所属長に伝えて、いち早く態勢を確保して的確な指示を受けた上で、被害を最小限に抑えるための早急に措置を図る、これが突発的な事故に対する対応かなというふうに考えています。

やはりこういった予期せぬ災害につきましても、職員教育を徹底いたしまして、様々な機関が持っている情報を活用して、当然私どもの経験というものもそこに加えて、安全・安心が守れるような体制を築いていきたいと考えております。

佐々木委員

やはり今申し上げましたように、突発的な対応は難しいと思いますが、御努力は非常に敬意を表するところであります。しかし、県民を守るためには、様々な経験を生かして、やはり一瞬でも、手を抜くということはないと思いますが、いつ起こるか分からないということで、気を抜いた瞬間に対応が遅れるということもあるので、おっしゃっていたように、24時間体制で、本当にいつ何が起こっても対応できるような、そういう取組をお願いしたいというふうに思います。

そしてもう一つ、企業庁危機管理マニュアルも策定しているということなんですが、新型インフルエンザが今年の秋ぐらいですか、発生して、重大な家畜伝染病、こういうものに対応するということになりますが、これらの対応の課題としてはどのようなことが考えられるのか、また実際にどのような体制で行ったのか。

計画課長

まず、課題という点でございますけれども、我々企業庁の水道施設、ダム、それから発電施設、ライフラインを預かる企業庁といたしまして、まずすべての機能が停止しないということが前提だろうとっております。そういった面で、例えば今年の新型インフルエンザにつきましても、水道水の安全という観点については、消毒でありますとかそういったことで全く問題はないということでもございましたけれども、先ほど申しましたとおり、運転を一時も停止する

ことはできないということがございますので、例えば浄水場では、運転管理要員が病気になってしまったという場合にすぐに交代の要員が回せるようにということで、過去浄水場に勤務した職員のリストを作成しまして、すぐにでも職員が病気になったとき交代で対応できるということで、そういったリストを作成したところでございます。ダム・発電施設に関しましても、同様な運転管理要員のリストを作りまして、対応に万全を図ったところでございます。

佐々木委員

昨年私は、厚生常任委員会だったので、新型インフルエンザの対応については、専門家とか様々な方の講演を聞きに行ったり、少し勉強もさせていただきましたが、新型インフルエンザにかかって県の職員が6割ぐらい休んでしまうかもしれない、そういうときの対応、今の課長の御答弁では、交代要員をすぐに体制を整えてあてがうといいますか、対応してもらおうというふうになっていきますが、6割ぐらい休まなければならない状態になった場合でも対応できるのでしょうか。

計画課長

昨年、私は谷ヶ原浄水場に勤務しておりまして、やはり同様のリストを作成したところでございますけれども、退職したOBの職員は別といたしまして、リストを作成しますと、かなりの職員が過去浄水場に勤務したという結果でございました。そういったことからしますと、6割程度の職員が病気になったとしても十分に対応していけるのではないかと考えております。

佐々木委員

その言葉どおりなら非常に安心したところでありますが、新型インフルエンザのような目に見えないそういう家畜伝染病みたいなものについては、それは本当に、いつも現場で対応しているスペシャリストもかかるかしれませんし、そういうノウハウを持ってマネジメントができる、そういう方もかかるかもしれないし、幹部の方々ももしかしたらかかるかもしれないということも想定しながら、多くの職員の皆さんがかかった場合にも対応できるように、今後工夫していただきたいというふうに思いますし、やはり県民の生命、財産を守るためにも、しっかりとした体制をどんなときでもとれるように要望申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、老朽管対策について伺います。平成18年度からスタートしました水道事業の経営計画、これが5年目を迎えたと聞いておりますけれども、経営状況については、料金改定時の見込みよりも非常に厳しい、そういう状況にあるとお聞きしておりますが、各事業も折り返しの時期ということで、事業を進める上で課題も幾つか出てきているのではないかと思います。先日は、県外調査で水道管の製造現場などの視察をさせていただいて、非常に勉強にもなりましたし重要な視察だったなど、こういうふうに思っているところでございますが、老朽管更新事業について、課題、対応について幾つか聞きたいと思います。

まず、現在進めている老朽管更新事業の目標、それから目標に対する進捗よく状況はどうなっているのか、確認の意味でお伺いしたいと思います。

水道施設課長

平成18年からスタートいたしました今の経営計画、その段階では老朽管とい

うものを1,600キロほど指定いたしました。これは昭和46年以前の、まだダクタイル鋳鉄管になる前の鋳物の鋳鉄管、これらとライニングされていない管を1,600キロ選び出し、平成18年から27年までの経営計画期間10箇年でそのうちの優先順位の高いもの383キロを交換しようという計画でございます。平成21年度末で4年経過しましたがけれども、ここで144キロ交換をいたしました。割合としましては2.5%ほど老朽管の割合が落ちまして、21年度末で老朽管の割合は19.5%という状況でございます。

佐々木委員

5年目を迎えるという事業なので、いろいろな意味で管の新しい開発とか研究も進んできていると思うんですが、5年目を迎えて今現在、老朽管更新事業における課題が何かあるのかなのか、その辺を伺いたと思います。

水道施設課長

事業開始当初から、老朽管更新ですとか鉛管の解消事業ですとか、いろいろな事業を並行して行ってまいりました。老朽管更新事業も、平成18年度当初は鉛製の給水管が取り付けられているような老朽管を更新しますと、鉛管も解消できますし老朽管も解消できるということで、小口径の管を中心に進めてございました。事業5年目を迎えるところでございまして、大口径管の更新に手をつけなければならぬという時期に入ってまいりました。大口径管更新ということになりますといろいろ課題がございまして、一つは、口径が大きいものですから多額の費用を要するという財政上の課題でございます。もう一つは、大口径管というのは複数の営業所にまたがって大量の水を輸送しておりますので、工事に際してお客様への影響が大きいという、安定給水を確保しながら更新しなければいけないという水運輸上の課題でございます。もう一点、3点目としましては、布設当時はそれほど道路交通も多くない、あるいは他の占用物も余りないという状況で工事できたのでございますけれども、これからはそういったところへまた管を更新していかなければいけないという技術上の非常に難しい課題、これらがございます。

佐々木委員

課題についてお示しいただきまして、よく分かりました。例えば、今最初に挙げていただいた老朽管更新のためには多額の費用がかかるというふうに思うんですね。その多額な費用を、財政が厳しいという中でありますので、特に県庁改革ということもあって、この老朽管更新におけるコスト縮減の取組について、何か工夫してこういうことに取り組んでいるというようなことがあれば教えていただきたいし、これからこういうことをやってみたいというものがあれば、また併せてお伺いします。

水道施設課長

やはり工事費、年々、材料費ですとか人件費も上がっておりますので、できるだけ抑えるための工夫、幾つかやってきてございます。1点としましては、道路を掘り返す際に他の占用者、ガスですとかNTTさんですとか、同じように道路に埋設するような占用者と調整できる場合は調整いたしまして、掘り返しをできるだけ減らして、道路復旧工事費を一度に済ますといったような協議もしてコスト縮減を図っています。そのほかには、これは国土交通省の指導も

ございましたけれども、安全な場合は道路へ埋設する深さを浅くしなさいということで、標準的な埋設の深さ、従来は 1.2 メートルの土かぶり、これが標準でしたけれども、条件の許すところは 0.7 メートルと浅く埋設すると、工事費が安くなる、復旧あるいは埋め戻しの材料費も安くなるということでございます。そのほかには、これは主に海岸線の地域でございますけれども、掘ると良質の砂が出てまいります。それを埋め戻しにもまた使えるであろうということで、これは道路を管理しております市町の了解がなければできないんですが、海岸線の地域、国道 1 号線の南側が多いんですが、そういうところで材料の再使用というのをやっております。

今後でございますけれども、先ほどちょっと課題ということで御説明いたしました大口径管、昔あった場所にまた同じように道路を掘り返して入れるというのはなかなか難しゅうございます。最近、水需要も落ち着いて、もう先々ある程度落ちてくるということが見込まれますので、安定給水を確保した上で、口径を若干落とせる場合には、従来大きな管の中に少し小さい口径のものを、それを今度トンネルにしてその中に引き込んでしまうという方法も、全部の地域に適用できるわけではございませんけれども、できるだけそういった方法もとりながら、コスト縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

佐々木委員

ということは、例えば県土整備局とか他の基礎自治体の道路整備をやっている場所ですとか、あるいは国交省との連携を密にして、それからお互いに理解をいただきながら進めていくことによって、そういうコスト削減できるということだと思いませんか。その辺の連携状況、市町村、国とか、そういう道路工事をやるところとの連携状況とか、例えばそういう会議体があるのかどうか、その辺はいかがですか。

水道施設課長

まず、道路管理者が主催いたします道路占用調整会議というものがございます。これは道路管理者が、道路を掘り返して埋設物を入れるような占用者を集めて、その年度どこでどんな工事をやりますかという聞き取りをいたします。工事時期ですとか、あるいは位置、調整がつくものはお互いに調整に入りまして、できるだけ、競合工事は復旧が一度で済む、あるいは同じ箇所の手工を、何箇所か後にまたやるということのないようにという調整会議がございます。そのほかに県営水道単独では、今年度からなのでございますけれども、東京ガスと独自に話を進めまして、少し長期的な計画をそれぞれ出し合って、東京ガスと県営水道というのは比較的同じようなまちづくりのときに同じように水道管とかガスを入れているということが多いということもございまして、更新時期も比較的調整しやすいということがございましたので、そういった調整も今年度から取り組んでいるところでございます。

佐々木委員

今のガス会社さんなんかとの連携、民間のそういうところとの連携というのは非常に大事ななというふうに思いましたし、今は従来の考え方を超えて、もっと大きな意味といいますか、広い範囲で削減ができないか、当然考えていらっしゃると思うんですが、民間も含めた、国、また他の基礎自治体との連携も

含めて、是非コスト縮減に更に努力をしていただきたいと思いますし、またその上で、老朽管もまだ多く残っているわけでありますので、県の財政上、非常に課題も多いと思いますが、最後に、今後の更新をどのように進めていく考えであるか、お伺いしたいと思います。

水道施設課長

大口径管というのは、以前は年間に何本も工事があつて、一番たくさん水道管を布設した時代には、大口径管、小口径管含めまして年間 200 キロ以上布設したことがございます。ただ、現在はもう 100 キロを切つて、数十キロぐらいの工事しかございません。営業所の職員が、なかなか大口径管布設の経験を積めないということがございまして、昨年度策定いたしました神奈川県企業庁の経営改善計画、ここで大口径管更新のための体制をつくろうということで、中に記載されました。現在、大口径管ですとか大規模工事というのは、本庁の水道施設課の出先に県央出張所というのがございまして、そこで水道施設相互融通化整備事業ですとか大規模な工事を実施しております。この技術者は大口径管に慣れております。そういったところのノウハウを活用するということがございまして、その組織を使って、大口径管の複数の営業所にまたがる非常に難しい工事に対応しようという体制を整えてやっていきたいというふうに思っております。水道管は、我々の世代だけではなくて次の世代にも使っていたくという非常に長い供用期間のものでございますので、財政的には大変でございますけれども、計画的にしっかりと更新を進めてまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

今、課長が答弁いただいたとおりに、この水道管の事業については次世代にずっと続いていくことなので、今の時点で様々な判断をしたことが、本当に次の世代に長期にわたって良質な水の安定供給に資したと、そういうふうになるように事業を進めていただきたいと思います、計画的に進めていただきたいと思いますことを要望して、質問を終わります。